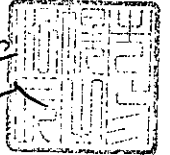


札幌市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 29 号

札幌市個人情報保護条例の一部を改正する条例

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。
- (2) 第16条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。
- (3) 第32条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。
- (4) 第48条第1項第1号を次のように改める。
  - (1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条各号に掲げる個人情報
- (5) 第48条第1項第2号中「調査票情報」の次に「（同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第6号の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル関係整備法」という。）第50条の規定の施行の日
- (2) 第16条第3号ウの改正規定 デジタル関係整備法附則第2条の規定の施行の日
- (3) 第48条第1項第1号及び第2号の改正規定 デジタル関係整備法附則第46条の規定の施行の日